論説

同族会社等の行為計算否認規定についての一考察

-適用の在り方と金額の適正性-

♦SUMMARY**♦**

同族会社は、少数の株主等によって支配されているため、当該会社又はその関係者の税負担を不当に減少させるような行為や計算が行われやすいことから、税負担の公平を維持するために同族会社等の行為計算否認規定が規定されている。本規定は、他の個別規定に対して包括的な租税回避の防止規定であると解されるが、課税庁が本規定を適用したことによる不服申立て事案や訴訟事案が公表されると、必ずと言ってよいほど、批判的な意見が散見される。

本稿は、従前ないし最近散見される批判的な意見を起点として、①租税法の基本原則との関係、②実質課税の原則との適用関係、③個別規定との適用関係、④本規定の適用範囲や⑤「不当」の評価などの検討を通じ、主に金額の適正性を問題とする事案を素材として、本規定の適用の在り方、適用の明確化について考察するものである。(平成 26 年 11 月 28 日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、 税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解 を示すものではありません。

1 はじめに	55
2 本規定の適用と租税法の基本原則	55
3 本規定の意義と必要性	
(1) 本規定の意義	
(2) 租税回避との関係	
(3) 正常な行為又は計算への引き直し	58
(4) 本規定の必要性	58
(5) 小括	
4 実質課税の原則の意義	
(1) 租税法の解釈との関係	
(2) 課税要件事実の認定との関係	59
(3) 小括	
5 本規定の適用類型からの検討	60
(1) 旧法人税基本通達 355 の例示の類型化	60
(2) 小括	
6 法人税法と所得税法の差異からの検討	61
(1) 無利息融資事案について	61
(2) 低額譲渡における所得税法 59条と所得税基本通達 59-3の関係について	63
(3) 小括	64
7 本規定と個別規定の交錯について	64
(1) 勤務医報酬額が所得税法 37 条に基づいて否認された事例	64
(2) 保証料の適正性を法人税法 22 条により否認された事例	66
(3) 金額の適正性の意義	68
(4) 小括	68
8 本規定の対象となる行為又は計算について	68
(1) 平和事件における「同族会社の行為又は計算」	68
(2) 債務免除否認・納税者勝訴・同族会社の行為非該当事案	69
(3) オウブンシャホールデング事件	
(4) 小括	·· 73
9 不当の評価	·· 73
(1) 平和事件	·· 73
(2) 過大業務委託料否認納税者勝訴事案・同業者比準の合理性	$\cdots 74$
(3) 小括	·· 75
10 結びに代えて	$\cdots 75$

1 はじめに

同族会社等の行為計算否認規定(1)(以下「本規定」という。)の適用された不服申立て事案や訴訟事案が公表されると、必ずと言ってよいほど、批判的な意見が散見されることになる。

本規定は、同族会社が少数の株主等によっ て支配されているため、当該会社又はその関 係者の税負担を不当に減少させるような行為 や計算が行われやすいことから、税負担の公 平を維持するために創設され、他の個別規定 に対して包括的な和税回避否認規定であると 解されている(2)。適用することにより課税の 公平が図られることになるとすれば、適用す ることに批判が生じるのは、いかなる理由に よるのであろうか。しかも、そのような批判 があるにもかかわらず、本規定は現に存在し 存続しているし、また、同族会社等だけでは なく、組織再編成、連結納税、外国法人課税 に対する同様の否認規定が創設され、むしろ 否認規定が拡大していることになる。納税者 にとってみれば、節税を考えるのは当然であ るが、批判だけでは本規定を適用されるかも しれないという不安は、ぬぐいきれないもの と考えられる。そうであるならば、もう少し、 本規定を真正面から見据えて明確化を図る必 要があるのではないか。

そこで、本稿は、次のような従前ないし最 近散見される批判的な意見を起点として、本 規定の適用の在り方について、考察すること としたい。

まず一つ目は、従来から存する、本規定の 適用は抑制的でなければならない、本規定は 既に死文化しているとする批判である。さら には、本規定に「不当」という不確定概念が 含まれていることから、租税法律主義に反し、 課税庁の恣意性が強く働き拡大解釈されてい る、本規定に適用されるような租税回避行為 は同族会社等に限ったものではなく、租税公 平主義にも反する規定である、との批判であ る。

二つ目は、本規定の適用をするまでもなく、 実質課税の原則を適用すべきであるとの批判 である。

三つ目は、最近は、法人税ではなく、所得税についての適用事例が散見されるが、適用範囲が拡大されているのではないか。特に、同族会社の行為ではなく、同族会社の株主等の行為に適用されているのではないか、との批判である。

四つ目は、例えば、所得税法の収入金額及び必要経費と法人税法の益金及び損金には、相違点があり、本規定の適用に影響するはずであるがその相違点が無視されているのではないか。これは、特に、所得税法における無利息融資について、本規定が適用されたいわゆる平和事件(3)を契機としていわれることが多い批判である。

五つ目は、類似する事案で、本規定と個別 規定の適用が混在しているとの批判である。 すなわち、いずれかの事案について、規定の 適用誤りがあるのではないか。個別規定の適 用で済むものまで、本規定の適用をしている のではないかとの批判である。

なお、一つ目の批判は、本規定と租税法の 基本原則との問題として本稿の入口論として 整理し、二つ目以降の批判は、金額の適正性 と個別規定との関係(交錯)の問題として整 理し、本規定の適用の在り方を考察する。

2 本規定の適用と租税法の基本原則

(1) 租税は、公共サービス等の資金を調達するために、国民の富の一部を国家の手に移すものであるから、国民にとってその課税は、「自由と財産」の保障を前提として、社会生活における経済的取引において考慮すべき重要な問題である。したがって、その租税の負担について、租税法律主義に基づく課税権の行使は、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与えるものでなけれ

ばならない。具体的には、租税法規の課税 要件は、法律上できる限り具体的、個別的、 一義的で明確に規定しておくことが望まし いものと考える。

ところで、租税は、国民にとって公共サ ービス等に対する共通の会費というべきも のであることから、租税法規に政策面での 内容が含まれるとともに、何をもって課税 の公平とするかの議論があるとしても、国 家の課税権の行使による租税の負担は、公 平でなければならない。それならば、既存 の個別規定で課税の公平が図れない場合、 個別に法規をその都度改正又は創設を行え ばよいということになるが、そのような対 応はこれまでも順次なされている。例えば、 旧法人税基本通達 355 (昭和 25 年直法 1 -100) に例示されていた本規定の適用対 象となる行為又は計算は、これまでの税制 改正を通じて、主に法人税法においては個 別規定の手当により、本規定の対象外とな る場合が多いものと考えられる。

今後もその必要はあるものの、経済社会 の発展とともに、経済のグローバル化、複 雑化する中では、現に本規定を適用する事 案が存在し、その適用に批判的な意見があ る以上、創設当時に想定された行為又は計 算に留まるだけでは、適時の十分な対応は 困難な状況であると考えられる。ただし、 当然、これまでに本規定の適用対象となっ た事案を検証して、今後も個別規定の整備 を通じて、その適用の明確化を図る必要が あること及び課税の公平を図るに当たって も租税法律主義を逸脱できないとの限界が あることは言うまでもない。

(2) 本規定自体も数回の改正を行いつつ、個別規定と個別否認規定の改正や整備を行って課税要件の明確化を図り、本規定の適用対象からそれらの規定への適用対象へと移行している。このような対応は、租税法の在るべき姿、租税法律主義に基づく課税権

の行使により、租税の公平負担を図り、租税公平主義による公共サービスの資金を調達するための実効性のある一つの方法であると考えられる。

さらには、これまでの個別規定等の改正や整備においては、同族会社のみに限定されない税負担を不当に減少させる行為や計算について、非同族会社への対応も可能とするようにされている。このことは、本規定は同族会社を非同族会社よりも不利益に取り扱うためのではなく、非関を否認が重なし得ないような行為計算を否認して、非算に引き直して、課税するためのもては計算に引き直して、課税するためのものであるところ、もちろん、「非同族会社が通常なすであるところん、「非同族会社が通常ないであるところん、「非同族会社にていてはこの規定がないからといてはこの規定がないからとは明らないである」40ことの表れであると考えられる。

(3) また、本規定は、「不当」という不確定概 念を用いているが、課税要件明確主義に反 するものではないと解され(5)、存続してい る。そして、租税法律主義の合法性の原則 により、課税庁は課税要件が充足している 限り、租税の減免に自由はなく、また租税 を徴収しない自由もなく、法律で定めたと おりの税額を徴収しなければならないため、 むしろ本規定を適用しないとする執行はで きない。そうでなければ、本規定の適用を 抑制する程度によって、租税法の執行に不 正が介在するおそれが生ずるのみだけでな く、納税者にとって取扱いが区々となり、 かえって税負担の公平が維持できなくなる。 したがって、租税法の適用については、従 前の君主などの支配者による課税には、恣 意性が強く働く余地があるとしても、三権 分立を基本とする民主主義国家の下、租税 法の適用において、租税法律主義を前提に、 課税庁の恣意性が強く働く余地を根拠とし て本規定の適用を抑制することは、むしろ

租税法の基本原則に反する議論になってしまうのではなかろうか。

(4) 現状において、複雑多岐にして激しく変 遷する経済事象に対処しうるような統一的 な取扱いを定めることが困難であるとして も、税負担の公平性の観点はもとより、租 税法律主義の観点からも、納税者と課税庁 の双方が本規定に対して適正に対処できる よう、その適用の明確化に努めるべきであ る。課税庁は、どのような行為や計算が本 規定の適用対象となるのかなど、通達や質 疑応答事例等を通じて積極的に開示すべき であり、他方、納税者は、面接相談や文書 回答制度の運用等を通じて、本規定の適用 に対して積極的に向き合うべきであると考 える。

また、本規定が現に存していることに加え、同様の否認規定が拡大していることからすれば、いわゆる租税負担公平の原則や租税法律主義の観点から、これらの否認規定が適正に適用されるよう、適用の明確化を前向きに検討すべきである。

したがって、納税者にとって、本規定の 適用に当たって、課税庁の恣意性が働くか もしれないとの不安を少しでも払拭するこ とができるよう、本規定を前向きに見据え てその適用の明確化を検討することこそが、 その不安を抑制し、排除するとともに納税 者の適正な申告に繋がることになるものと 考える。

3 本規定の意義と必要性

(1) 本規定の意義

本規定は、同族会社が少数の株主ないし社員によって支配されていることから、当該会社や株主等の税負担を不当に減少させるような行為又は計算が行われ、課税上の弊害が生じやすいことにかんがみ、税負担の公平を維持するため、そのような行為や計算が行われた場合に、それを正常な行為又は計算に引き

直して当該会社や株主等に係る法人税や所得税などの更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものである。

そして、本規定によれば、「(1) 同族会社の行為又は計算であること、(2) これを容認した場合にはその株主等の所得税の負担を減少させる結果となること、(3) 右所得税の減少は不当と評価されるものであることという三要件を充足するときは、右同族会社の行為又は計算にかかわらず、税務署長は、正常な行為又は計算を前提とした場合の当該株主等に係る所得税の課税標準等又は税額等の計算を行い、これに基づいて更正又は決定を行うというのである。」(6)とされている。

すなわち、課税庁は、本規定の三つの課税 要件⁽⁷⁾を充足すれば、正常な行為又は計算に 引き直して、課税標準等の計算を行うことと なる。それでは、正常な行為又は計算に引き 直すとは、どのように考えるのか。

(2) 租税回避との関係

本規定は、包括的な租税回避否認の規定で あると解されている。

金子宏教授®によれば、租税回避とは、「私 法上の選択可能性を利用し、私的経済プロパ 一の見地からは合理的な理由がないのに、通 常用いられない法形式を選択することによっ て、結果的には意図した経済的目的ないし経 済的成果を実現しながら、通常用いられる法 形式に対応する課税要件の充足を免れ、もっ て税負担を減少させあるいは排除すること」 (下線は筆者が挿入。以下同じ。) とされてい る。その「租税回避の効果については、当事 者が用いた私法上の法形式を租税法上もその まま容認し、それに即して課税を行うべきか、 それともそれが私法上は有効なことを前提と しつつも、租税法上はそれを無視し、通常用 いられる法形式に対応する課税要件が充足し たものとして課税を行うべきか」という問題 が生ずることになる。

そして「租税回避があった場合に、当事者

が用いた法形式を租税法上は無視し、通常用いられる法形式に対応する課税要件が充足されたものとして取り扱うことを、租税回避行為の否認と呼ぶ」が、我が国には、一般的な租税回避行為の否認規定はなく、「やや一般的な否認規定として」、同族会社等の行為計算否認規定等があるとされている。適用の対象を「同族会社の行為又は計算であること」としていること及びすべての租税回避行為が適用対象とはならないものと考えられることからすれば、租税回避行為のやや一般的な否認規定との表現は適当なものであり、本規定は租税回避否認規定と位置付けることができる。

(3) 正常な行為又は計算への引き直し

上述した本規定の三つの課税要件を充足すれば、課税庁は本規定を適用して正常な行為 又は計算に引き直して、課税標準等の計算を 行うこととなる。

そして、正常な行為又は計算に引き直すとは、本規定の課税要件が充足した場合に、それが私法上は有効なことを前提としつつ、当事者が用いた法形式を租税法上は無視し、通常用いられる法形式に対応する課税要件が充足したものとして取り扱うこと、ということになる。

すなわち、例えば、租税回避が想定される 取引に対して、課税庁が租税法を適用する場 合は、①個別規定の課税要件について、それ を充足させる事実認定ができるか、②本規定 の課税要件を充足させる事実認定ができるか、 という検討が、想定される。そして、個別規 定の課税要件を充足することができず、本規 定の課税要件が充足した場合は、当該行為を 私法上は有効なものとしつつ、税務上、個別 規定の課税要件を充足したものとして正常な 行為又は計算に引き直して課税処分を行うこ ととなる。

(4) 本規定の必要性

そして、租税法が本規定により正常な行為 又は計算への引き直しを課税庁に認めている 理由は、同族会社が少数の株主ないし社員によって支配されていることから、当該会社の株主等の税負担を不当に減少させるような行為又は計算が行われ、課税上の弊害が生じやすいことにかんがみ、税負担の公平を維持するためということになる。

ただし、本規定の適用対象となる取引は、支配関係又は経営と所有が分離していない関係での行為又は計算であり、対外的な取引というよりは、内部取引的な性格の強いものとなる。そのため、利害が対立する独立した第三者間の取引に比べると課税要件事実の認定に必要な客観性を確保できる立証資料等の収集が困難な場合が多い(9)。むしろそのような状況を前提として、課税の公平の観点から、本規定の必要性又は存在意義があるものと考えることができる(10)。

(5) 小括

本規定の適用対象となる取引は、支配関係 又は経営と所有が分離していない関係での行 為又は計算であり、利害が対立しない、いわ ば内部取引的な性格が強く、租税回避行為が 行われた場合など、課税庁にとって課税要件 を充足するための客観性を確保できる立証資 料等の収集が困難な場合が多い。そのために、 本規定により個別規定の課税要件を充足した ものとして正常な行為又は計算に引き直しを 行うことにより、課税の公平を確保する規定 であると解することができる。

また、本規定が適用された場合、納税者に とっても、反証する資料等が不足することも 忘れてはならない。

4 実質課税の原則の意義

ところで、本規定により正常な行為又は計算への引き直しをするまでもなく、実質課税の原則によるべきであるとの批判がある。それでは、本規定によらない実質課税の原則による否認とはいかなるものであろうか。

実質課税の原則については、昭和36年に

国税通則法制定の際の「昭和 36 年 7 月 5 日付国税通則法の制定に関する答申(税制調査会第二次答申)」において、創設を予定した経緯がある。その中で示された当該原則は、「税法の解釈及び課税要件事実の判断については、各税法の目的に従い、租税負担の公平を図るよう、それらの経済的意義及び実質に即して行うものとするという趣旨の原則」とされている。そうすると、①租税法の解釈は、経済的意義に即して行うこと、及び②課税要件事実の判断は、経済的実質に即して行うことの二つがその内容ということになる。

(1) 租税法の解釈との関係

ところで、租税法の解釈については、原則 として文理解釈であることは、学説・判例上 争いがないものと考えられることから、ここ でいう実質課税の原則によるいわゆる経済的 観察法は解釈方法としてはとられていない。 ただし、文理解釈によって明確に解釈できな い場合は、「立法の目的及び経緯、法を適用し た結果の公平性、相当性等の実質的な事情を 検討のうえ、用語の意味を解釈することが相 当」(11)と解されることから、経済的意義も考 慮されることとなると考えられる(12)。 すなわ ち、実質課税の原則については、租税法の解 釈方法としては、文理解釈ないしは趣旨解釈 において、その経済的意義の面が吸収され、 それ自体としては、主張されることはないも のと考えられる。

(2) 課税要件事実の認定との関係

それでは、課税要件事実の認定、すなわち 事実認定における実質課税の原則の適用とは、 どのようなことであろうか。

課税要件事実の認定に当たっては、事実関係や法律関係が「外観と実体」、「形式と実質」、「名目と内容」が相異なる場合には、実体・実質ないし内容に従って、それらを判断し認定しなければならない。実質に従ってということからすれば、実質課税の原則は、課税要件事実の認定上の原則として認めることがで

きる。そして、法律関係という形式を事実認 定の基準とすることからは、その形式を重視 するゆえに客観性を確保できるものとも考え られる⁽¹³⁾。

ただし、「このことは、要件事実の認定に必要な法律関係についていえば、表面に存在するように見える法律関係に即してではなく、真実に存在する法律関係に即して要件事実の認定がなされるべきことを意味するに止まり、真実に存在する法律関係からはなれて、その経済的成果なり目的なりに即して法律要件の存否を判断することを許容するものではない」(14)と解される。また、あくまで、真実の法形式が、「通常用いられる法形式」と認定されるということであって、租税法律主義の下、法形式の引き直しであってはならないものと考える(15)。

(3) 小括

実質課税の原則を課税要件事実の認定の原則として考えると、租税回避行為の否認に当たっては、選択された「通常用いられない法形式」を真実の法形式として「通常用いられる法形式に対応する課税要件」を充足させるように認定することになる。

ただし、租税法律主義の下、当事者の選択 した法形式を通常用いられる法形式への引き 直しであってはならないものと考える。

したがって、実質課税の原則による課税要件事実の認定により、個別規定の課税要件を充足させることができるのであれば、個別規定を適用することができることになり、本規定を適用するまでもないということになる(16)。そうすると、「通常用いられる法形式に対応する課税要件」が充足していることからすれば、それは本規定の射程外のものという考え方も出でくる。

なるほど、従前の旧法人税基本通達 355(昭和 25年直法 1-100) に本規定の適用の例とされていた、減価償却資産の高額買入れの場合、現行の同通達 7-3-1(高価買入資産の

取得価額)において、「実質的に贈与したものと認められる金額がある場合には、買入価額から当該金額を控除した金額を取得価額とすることに留意する。」旨定められており、一般に客観的な取引価額が存するようなものであれば、本規定の適用をするまでもなく、そのような客観的な立証に基づいて実質課税の原則による事実認定によればこと足りることになる(17)。

その場合、逆に実質課税の原則による事実 認定が困難で課税要件を充足できないとする ならば、本規定の適用を検討することとなる。

ただし、租税法上、双方の規定の優先関係 の定めはないし、個別規定の適用ができる場 合は本規定の適用ができないとの定めもな い(18)。具体的には、課税庁の調査における立 証活動においてどこまでその認定ができるか、 ということになる。敷衍すると、課税要件事 実の認定が甘い、調査不足であり、その認定 の必要がない本規定を安易に適用し過ぎると の批判も生ずることになる可能性もある。し かしながら、上述したように本規定の適用対 象となる取引は、利害が対立しない、いわば 内部取引的な性格が強く、租税回避行為が行 われた場合など、課税庁にとって課税要件を 充足するための客観性を確保できる立証資料 等の収集が困難な場合が多いことも事実であ る。加えて、実質課税の原則による事実認定 といっても、租税法律主義の観点から、その 限界を意識せざるを得ないものと考えられる。

本規定の適用対象となるような取引に対しては、課税庁の調査における事実の確認において、もとから本規定の適用を考えていることは通常はなく、まずは個別規定の適用の可否を行うこととなり、限られた課税庁の調査活動の範囲内で個別規定の課税要件が充足できるかどうかが、判断される。したがって、いずれを適用するかは課税庁の執行の問題であり、課税庁の判断に委ねるほかはないものと考える。

そこで、納税者の立場からは、調査があれば、本規定の適用について検討されることが想定される同族会社との取引等については、第三者との取引同様に、取引者の双方とも、できるだけ客観的な証拠を作成しておくことや積極的な課税庁への事前面接相談や文書照会を活用することが本規定適用の不安を払拭するための有効な手段であると考える。

5 本規定の適用類型からの検討

最近は、法人税ではなく、所得税について の適用事例が散見されるが、適用範囲が拡大 されているのではないか。特に、同族会社の 行為ではなく、同族会社の株主等の行為に適 用されているのではないか、との批判がある。

(1) 旧法人税基本通達 355 の例示の類型化

本規定は創設から法人税法の適用事例が多くあり、旧法人税基本通達355において、適用事例が例示されていた。なお、この通達は、法人税基本通達(昭和44年直法25)の制定に伴い、廃止されたが、「法令に規定されており、または法令解釈上疑義がなく、もしくは条理上明らかであるため、特に通達として定める必要がないと認めたことによる」(昭44直審(法)25の参考)とされ、個別規定の改正等により手当されたものもあるが、現在でもこの考え方は生きていることになる。

所得税法の本規定の適用事案をみると、平和事件(19)の無利息貸付けによる収入金額の適正性をはじめ、多くみられるものは、不動産管理料などの費用等で必要経費の額の適正性を問題とする事案である。そこで、旧法人税基本通達355で定められている各例示について、所得税法の収入金額及び必要経費の額の対応として法人税法の益金及び損金の観点から類型化すると次のとおりとなる。

なお、一般的には、法人税法が同族会社からその株主等への利益移転による税負担の不 当減少を対象としているのに対して、所得税 法はその株主等から同族会社等への利益移転 による税負担の不当減少を対象としているも のとみることができる。

イ 益金(収入金額)の額の適正性

- ① (3)低価譲渡
- ② (8)用益贈与

ロ 損金(費用等)の額の適正性

- ① (1)過大出資
- ② (2)高価買入
- ③ (6) 過大給与
- ④ (9)過大料率賃貸借

ハ 損金等の帰属等

- ① (4) 寄附金
- ② (5)無収益資産
- ③ (7)業務無従事給与
- ④ 10)不良債権の肩代り
- ⑤ (11)債務の無償引受

上記の類型からみると、所得税に関して本規定を適用した平和事件⁽²⁰⁾は、「(8)用益贈与」の事案であり、高額管理料等の事案は、「(9)過大料率賃貸借」であることがわかる。

また、金子宏教授⁽²¹⁾によれば「税負担を不当に減少する結果と認められる同族会社の行為又は計算」とは、判例には「非同族会社では通常なしえないような行為・計算、すなわち同族会社なるがゆえに容易になしうる行為・計算」と「純経済人の行為として不合理・不自然な行為・計算」の二つの傾向があるが、

「非同族会社の中には、同族会社にきわめて 近いものから所有と経営の分離した巨大会社 に至るまで、種々の段階のものがあり、何が 同族会社であるがゆえに容易になしうる行 為・計算にあたるかを判断することは困難で あるから、抽象的な基準としては、第2の考 え方をとり、<u>ある行為または計算が経済的合</u> 理性を欠いている場合に否認が認められると 解すべきであろう」と説明される。

そして、「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合とは、<u>それが異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のこと</u>であり、

独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間で行われる取引(アメリカ租税法で arm's length transaction (独立当事者間取引)と呼ばれるもの)とは異なっている取引には、それにあたると解すべき場合が少なくないであろう。」と説明されている。

このことから、租税回避行為以外に新たに「独立当事者間取引と異なる取引」を含むと解されて、金額の適正性についても本規定の対象とすることによって適用範囲が拡大されているのではないか、との批判もある。

(2) 小括

しかしながら、本規定の適用された所得税の事案に多く散見されるのは、収入金額や必要経費の額などの所得を構成する金額の適正性の事案であり、従前の法人税における本規定の適用類型の範囲内のものであることがわかる。むしろ、独立当事者間取引と異なる取引、主に所得を構成する金額が独立当事者間取引から乖離している場合に本規定の対象となるものが多くあるものと考えられる。そうすると、上述した金子宏教授の見解は、そのような取引に正当な理由ないし事業目的が存在しない場合は、本規定の適用対象となる場合が多いということであり、適用範囲を拡大したものではないと考えられる。

6 法人税法と所得税法の差異からの検討

類似事案であっても、法人税法と所得税法 の差異から所得税法では否認できないものま で、本規定の適用をしているのではないかと の意見がある。

(1) 無利息融資事案について

イ 益金と収入金額の差異

法人税法上の益金については、法人税法 22条2項で「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のもの」による収益の額をその益金とすることから、無利息融資を行った場合は、 利息相当額の収益を計上しなければならない。一方、所得税法上の収入金額については、所得税法 36 条 1 項で「その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする」と規定するのみであることから、無利息融資を行った場合は、利息相当額の収益を計上する必要はないとされている。いずれの計上も外部からの経済的価値の流入を原則としながらも、法人税法上は、無償取引について益金算入を含めていることから、双方の差異が生じることになる。

そこで、問題となった事案が、いわゆる 平和事件⁽²²⁾であり、その株主等から同族会 社への無利息融資について、課税庁が本規 定を適用して利息相当額を認定して課税処 分を行ったものである。

ロ 判決の要旨(本規定と収入金額との関係) 当該事件の東京地裁における本規定と収 入金額及び必要経費との関係についての判 示内容は次のとおりである。

「本件規定は、同族会社の行為又は計算 の実体法的効力を否定するものではないか ら、同族会社の行為又は計算によって株主 等に収入が発生せず、又は経費が発生して いること等を前提にして、株主等の所得税 の計算という場面において、通常の取引で 認められる収入の発生又は経費の不発生等 を擬制するものである。また、同族会社が 正当な対価を負担することなく株主等の支 配する財産、経済的価値の移転を受けるこ とは、その財産、経済的価値が同族会社の 利益発生の直接的な原因とはなっていない 場合であっても、株主等の収入ひいては所 得税の発生を抑制することとなり、株主等 の所得税の負担を減少させる結果となる同 族会社の行為ということができるから、株 主等の所得税の負担減少の有無を検討する <u>につき原告の主張する外部からの経済的価値の流入と目される事実を要するものではないというべきである。</u>」として課税処分を維持した。

要約すると、所得税の計算上、通常の取 引に求められる収入の発生を擬制したもの であるから、外部からの経済的価値の流入 の事実を要するものではない、ということ になる。

ハ検討

上記3において述べたとおり、本規定の適用により正常な行為又は計算に引き直すとは、当該行為を私法上は有効なものとしつつ、税務上、個別規定の課税要件を充足したものとして課税処分を行うこととなる。そうすると、所得税法36条1項の課税要件である「その年において収入すべき金額」(外部からの経済的価値の流入)を充足したものとして、正常な取引として利息の発生する取引が行われたという課税要件事実の引き直しにより、課税処分をすることになる。

すなわち、所得税法 36 条 1 項では、無利息取引については、外部からの経済的価値の流入がないため、利息の認定は行われないが、本規定では、有利息取引として外部からの価値の流入があったものとして課税されることになる。確かに、有利息取引があったならば、所得税法 36 条 1 項の課税要件を充足し、課税所得が発生することになる(23)。

ニ 所得税法 36条の解釈上の問題点

所得税法上の収入金額は、原則として外部からの経済的価値の流入として把握することになるが、同条1項の括弧書には、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」として、同条2項では、「前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、

当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。」としている。

したがって、例えば、個人事業主からそ の従業員に対して無利息貸付けを行った場 合は、その従業員については、原則として、 経済的な利益として通常の利息相当額の収 入金額が発生することになる。これを外部 からの経済的価値の流入とみることもでき るが、「とする」の文言に沿って考えると創 設的な意味もあり、擬制的な意味として考 えることもできる。いずれにしても、この 場合の経済的利益は、当該従業員の給与所 得となり、個人事業主は、給与の支払とし て、源泉徴収義務を負うことになる。これ は、個人事業主にとっては、給与という必 要経費の発生であり、いわば、経済的価値 の流出(又はその擬制があった)ということ になる。しかしながら、実際は、純資産の 増減が生じないことから、その流出(又は その擬制)にみあう経済的な価値の流入(又 はその擬制) があったものと考えざるを得 ないことになる。この点は、法人税の無償 取引におけるいわゆる二段階説で考えると、 当該無利息貸付けにより、当該従業員から 受け取るべき通常の利息相当額の未収金を 給与として支出したと考えることもできる。 また、金銭(元本)は、これを保有するも のは、これについて生ずる通常の果実相当 額の利益を享受しているものということが でき、これを他人に貸し付けた場合には、 貸主から借主へ移転があったものと考える ことができるとするいわゆる同一価値移転 説で考えると、所得税法上は、経済的利益 の供与を受ける側からの規定であると解す ることもできる。

(2) 低額譲渡における所得税法 59 条と所得税基本通達 59-3 の関係について

法人税法上の益金については、法人税法 22 条 2 項で「資産の販売、有償又は無償による 資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のもの」による収益の額をその益金とすることから、資産の低額譲渡を行った場合は、その時価相当額を収益に計上しなければならない。

一方、所得税法上は、同法 36 条の別段の 定めとして、同法 59 条のみなし譲渡の規定 があり、個人から法人への資産の譲渡につい ては、時価の2分の1未満の譲渡については、 時価譲渡が行われたものとみなすとされてい る。したがって、時価の2分の1以上の譲渡 であれば同条の規定の適用はなく、時価課税 の認定をされることはない。

しかしながら、所得税基本通達 59-3 は、 「山林(事業所得の基因となるものを除く。) 又は譲渡所得の基因となる資産を法人に対し 時価の2分の1以上の対価で譲渡した場合に は、法第59条第1項第2号の規定の適用は ないが、時価の2分の1以上の対価による法 人に対する譲渡であっても、その譲渡が法第 157条《同族会社等の行為又は計算の否認》 の規定に該当する場合には、同条の規定によ り、税務署長の認めるところによって、当該 資産の時価に相当する金額により山林所得の 金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計 算することができる。」としており、収入金額 は原則外部からの経済的価値の流入とするこ とを前提として、さらにみなし譲渡の規定に おいても、時価の2分の1以上の譲渡には時 価課税の認定はされないこととなり、無利息 取引と同様の疑義が生ずることになる。

ところで、譲渡所得は、外部からの経済的価値の流入ではなく、その本質は、資産の値上がりによる価値の増加による所得と考えられている。資産を所有している間でも価値の増加は発生するが、まだ、実現していない未実現の所得であり、この資産の増加益を所有者の支配を離れて、他へ移転する機会、すなわち、譲渡時点で、これを清算して課税する、いわゆる増加益清算課税説によるものと解さ

れている(24)。また、この考え方は、シャウプ 勧告からのものであり、当初は相続、贈与等 により移転する資産の増加益の無期限な課税 の延期を防止する観点から、みなし譲渡課税 が創設された。しかしながら、相続、贈与の 資産の移転の増加益に対して所得税を課税し た場合に、対象となる資産について、相続税 や贈与税を負担する上に、さらに負担を加重 する結果となること、また、現実に現金化さ れずに課税することから、納税者や課税官庁 にも理解しにくいとの批判が生じた。その後 の改正を通じて、一定の資産の移転のみを対 象とする所得税法 59 条が存置され、それ以 外の相続等については、資産の移転時に所得 税を課税せず、取得価額の引継ぎにより、課 税の繰り延べをすることとされている(25)。

みなし譲渡の規定は、条文上「みなす」という文言を使用しており、対象外である「法人に対する時価未満、時価の2分の1以上の価額での資産の譲渡」については、同条の規定が適用されることはない。いわば、別段の規定の適用はなく所得税法36条の範囲内ということになる。

しかしながら、その株主等から同族会社へ 資産の時価未満、時価2分の1以上の譲渡が あった場合であっても、本規定の適用がある 場合は、正常な取引として時価譲渡があった ものとして課税要件事実を認定することとな り、その引き直した金額は、所得税法36条 及び59条に照らして、収入金額がないもの とみることはできないことになる。すなわち、 増加益が実現したものとして引き直している ため、所得税法36条の範囲内ということに なり、同法59条と所得税基本通達59-3に はなんら矛盾が生じないことになる。

(3) 小括

上述したとおり、本規定の適用においては、 法人税と所得税の規定に差異があるとしても、 個別規定の課税要件を充足したものとして課 税要件事実の引き直しによる課税処分を行う こととなるため、その差異による本規定の適用に影響は生じないものと考えることができる。この点は、課税要件を充足したものとして引き直しが行われる限り、損金及び必要経費についても同様の結論になるものと考える。

なお、経済的利益については、個別規定の解釈からその利益を供与した者にも収入金額が生ずるのではないかということを、本稿においては、問題提起にとどめておくこととする。

7 本規定と個別規定の交錯について

類似する金額の適正性の事案で、本規定ではなく、個別規定の適用が混在していることから、個別規定の適用で済むものまで、本規定の適用をしているのではないかとの批判がある。そこで、金額の適正性について個別規定で否認した事案を検討する。

(1) 勤務医報酬額が所得税法 37 条に基づいて否認された事例(26)

病院を経営する個人事業者Tから従兄弟の 医師Mに支払った給与の一部が必要経費に当 たらないとされた課税処分について争われた 事案である。本規定の対象外の規定であるが、 必要経費の額の適正性について、本規定では なく、個別規定に基づいて判断された事案で ある。

イ 判決要旨

「所得税法三七条一項に規定する事業所得における必要経費に該当するためには、当該事業について生じた費用であること、すなわち業務との関連性がなければならないとともに、業務の遂行上必要であることを要し、更にその必要性の判断においても、単に事業主の主観的判断のみによるのではなく、客観的に必要経費として認識できるものでなければならないと解すべきである。」。

本件において、「TがMに対して右のよう に他の非常勤医師に対する報酬に比較して 著しく高額な報酬を支払っていたのは、M がTの従兄弟であり、また、事務長の実弟 であるという情実によるものと認められ る。」。

そして、「他の非常勤医師に対する報酬は、 非常勤医師の経歴、年齢、勤務年数、専門科目の違いによる差異はなく一律であり、 しかも、右報酬は、近隣の病院における非常勤医師に対する報酬と比較しても若干高額であること(省略)を考えると、Mに対して報酬として支払った金額の内、業務の遂行上客観的に必要な報酬として必要経費に算入すべき金額は、他の非常勤医師に対する報酬額(一日当たり四万六○○○円)にMが勤務した日数を乗じて計算した金額であり、これを超える金額(省略)の支払いは、業務の遂行上必要なものではないから、必要経費に当たらないと認めるのが相当である。」。

口 検討

個人事業者が、従兄弟の医師に支払った 給与金額の適正性の問題であるが、同族会 社とその株主等にあたる従業員の給与と同 様に、お手盛りによる金額となる可能性が 生ずる。ところが、本件では、上述したよ うに「原告TがMに対して右のように他の 非常勤医師に対する報酬に比較して著しく 高額な報酬を支払っていたのは、Mが原告 の従兄弟であり、また、Tの実弟であると いう情実によるものと認められる。」として、 他の非常勤医師に対する報酬に比較して高 額な部分は、その役務提供に対する対価で はなく、実質Tの実弟等であることによる ものと事実認定をしている。

この事実認定の根拠は、次のとおりである。

① M「が行っていた診療業務の内容は、 同園に入院している一般入院患者に対し、 内科医として患者の心電図を解析し、患 者の管理診療を行うなどの診療業務であ り、他の非常勤医師の勤務内容に比して 特に異なったものではなかったこと」。

- ② Mの出勤日数が「年間九日ないし一二日であったにもかかわらず」、「同人に対する報酬として、七九六万円ないし八二〇万円もの金額が支払われており、一日当たりの勤務の対価としては、昭和六万円余り、同六一年が六七万円余り、同六二年が九一万円余り、平成元年が七四万円余りとなり、これは、他の非常勤医〇〇円がいる報酬額(一日当たり四万六〇〇時として年間に支払いを受けていた報酬を一日当たりに換算した金額(約四万二〇〇円ないし五万円)と比較して、著して高額であること」。
- ③ Mは、勤務しはじめから昭和「五八年一〇月ころまでの間は、途中二年間位を除き、週一回の割合で同園に勤務していたところ、同月ころ本務である病院に常勤医師として勤務するようになってからは」、原告での「勤務は月平均一回位となり」原告「での勤務時間が大幅に減少することになったが」、Mに対して支払われた報酬は、「勤務時間の減少が全く考慮されていないこと」。
- ④ Mは、「本件係争年当時本務病院に勤務する地方公務員として地方公務員法三五条の職務専念義務を負っていたが、原告における勤務内容は右義務に違反する内容、程度のものではないとして、右義務の免除申請をしていなかったこと」。
- ⑤ 加えて、報酬の適正額としての比較対象として「他の非常勤医師に対する報酬は、非常勤医師の経歴、年齢、勤務年数、専門科目の違いによる差異はなく一律であり、しかも、右報酬は、近隣の病院における非常勤医師に対する報酬と比較しても若干高額であること」から、「業務の遂行上客観的に必要な報酬として必要経

費に算入すべき金額は、他の非常勤医師に対する報酬額(一日当たり四万六○○○円)にMが勤務した日数を乗じて計算した金額」と認定している。

このように、本件は、同規模同業種等による適正額の算出をするまでもなく、適正な対価額を認定できる材料、客観性を確保できる事実等が確認できた事案であり、本規定を適用するまでもなく、個別規定についての課税要件事実の認定が十分できた事案であると考える。もしも、原告内に本件のような他の非常勤医師の報酬が存在しなかったならば、金額の認定までは困難であったものと思われる。

(2) 保証料の適正性を法人税法 22 条により 否認された事例⁽²⁷⁾

本事例は、同族会社である原告が金融機関からの借入れに際して、同代表取締役から連帯保証を受けたことに対して支払った保証料が、適正額を超えており、その超過部分が過大役員報酬に当たるとしてされた課税処分について争われた事案である。

イ 判決要旨

「法人税法は、内国法人の各事業年度の 所得の金額の計算上当該事業年度の損金の 額に算入すべき金額は、別段の定めがある ものを除き、売上原価等の原価の額、販売 費、一般管理費その他の費用の額、損失の 額で資本等取引以外の取引に係るものとし (二二条三項)、これらの額は、一般に公正 妥当と認められる会計処理の基準(以下「公 正処理基準」という。)に従って計算される べきものとしている(同条四項)。」。

そして、「会社の代表取締役等の役員が会社の債務について保証を行う場合に、その対価として会社から支払われる保証料については、本来、会社と当該役員との間の合意により、商法等に定める手続を行ったうえで、その金額等の内容を自由に決定し得るものである。」。しかしながら、「法人税の

課税の局面で、右保証料をその多寡に関わらず総て損金に算入することを認める場合には、保証料の額の操作により会社が自由に利益を減少させることが可能となるうえ、法人税法上損金算入に制限のある役員に対する報酬を保証料の名目により支払い、右制限を事実上無意味にする結果を容易に実現できることになるから、公正処理基準の観点から、損金に算入できる保証料額は、諸般の事情に照らし社会通念の許容する合理的な範囲内の金額に限られると解することが相当である。」。

本件において、「同人は原告らの役員として原告らの債務を保証しているにすぎず、 保証の受託を業とする者ではないから、そもそも右危険に見合う保証料収入を得るだけの大量の保証を受託することはあり得ず、 本件保証における右危険度に応じた合理的な対価の額を直接的に算定することは不可能である。よって、本件保証の目的、趣旨を踏まえた上で、他の保証事例における保証料の相場や算定基準等を参考として、本件保証における適正な保証料額を決定せざるを得ない。」。

そうすると、「右支払が行われること自体 が例外的であること、対価の趣旨に見合っ た額を直接的に算出することは不可能であ り、比較の対象となり得る適切な事例も存 在しないこと、そして、右基準が会社の役 員に対する給付の損金算入の限度額を画す る意味において問題とされていることを考 慮すると、営利を目的としない性質の共通 性を重視して、保証のための費用額の範囲 内の金額を受領し、利益を得ないことを前 提として設定されている信用保証協会の保 証料の算出基準を参考として定めた基準 (保証する債務額の年利率ーパーセントを 上限とする。) により、会社の役員が当該会 社の債務を保証した場合に支払われるべき 適正な保証料額を確定すべきであるとする

被告の主張は相当であると認めることができる。」。

そして、「本件否認部分は、費用にあたる保証料とは認められず、その結果、法人税法三四条に規定する役員報酬(同条三項及び法人税基本通達九一二一三参照)に該当することになるから、右報酬として損金に算入できるかどうかを判断すべきことになる。」とした上で、本件課税処分を適法として請求を棄却している。

口 分析検討

本事例の判決において、適用する個別規定を法人税法 22 条 3 項及び 4 項として、その損金算入すべき金額については、「公正処理基準の観点から、損金に算入できる保証料額は、諸般の事情に照らし社会通念の許容する合理的な範囲内の金額に限られると解することが相当である」と解釈した上で、「信用保証協会の保証料の算出基準を参考として定めた基準(保証する債務額の年利率 1%を上限)により、会社の役員が当該会社の債務を保証した場合に支払われるべき適正な保証料額を確定すべきであるとする被告の主張は相当である」と認定し、その超過額を法人税法 34 条により過大役員報酬としている。

本件に類似する賃借料等の額の適正性に 関する事案では、適正額を算出し本規定を 適用した上で、その超過額を法人税法 34 条により過大役員報酬としている。どのよ うな理由で異なるのか。

当該裁判所の判断においては、「役員による保証に対する保証料支払の実態」について、被告の実施した国税局管内の「貸金業を営む法人で年間売上金額が五〇〇〇万円を超える一七六社の法人のうち、県庁所在地及びそれに準じる税務署管内に本店を有する法人一五六社を対象とする調査の結果、役員あるいはその親族が法人の債務保証をしている場合において保証料の支払をして

<u>いる法人は皆無</u>であり、例外的に担保提供 に対して被担保債務の年利率一パーセント 以下の担保提供料を支払っている事例が存 在した事実を認定することができる。」とし ている。

そして、「会社の債務を保証した役員に対 する保証料の支払は社会的にむしろ異例の ことであり、このような場合の保証料額に ついては、実務上形成され社会的に認知さ れた価額ないしその算定基準が存在してい ないことが明らかであるから、他社におけ る同種保証料支払の実状との比較によって、 本件保証料の額の適正さを検討することは 不可能である。」とし、「右支払が行われる こと自体が例外的であること、対価の趣旨 に見合った額を直接的に算出することは不 可能であり、比較の対象となり得る適切な 事例も存在しない」と認定している。そこ で、原告の主張する「民間の保証会社によ る保証料」と課税庁が主張する「信用保証 協会の保証における保証料」とを比較検討 して、課税庁が主張する「信用保証協会の 保証における保証料」がより合理的な基準 であるとして判断したものと考えらえる。

むしろ、裁判所の事実認定からすれば、 保証料の支払そのものが存在しないとしている面もあり、そのような主張を課税庁がしたならば、保証料の支払としてはゼロとの判断になったとみることも考えられる。 保証料がゼロということは、その取引そのものが存在しない又は仮装行為ということになり、それはもはや引き直しの問題、金額の適正性の問題ではなく、本規定の適用外であると解される。なお、本件の判断内容を見る限りは、仮装行為の事実認定はされていないものと考える。

したがって、この事案における保証料については、独立当事者間取引における適正額の算出が不可能であり、本規定の適用では、客観性の確保が困難な事案であったと

考えられる。すなわち、通常用いられる法 形式への引き直しが不可能である事案で あったと考えることができる。

(3) 金額の適正性の意義

金額の適正性について本規定を適用する場合は、比較対象取引など、その金額の適正性を認定できる事実等が必要となる。

実際に本規定を適用する場合は、納税者と同一業種で、業態、規模、立地条件等において個別的類似性の認められる同業者を抽出して、対象となる取引の平均値を算出する、推計課税における、いわゆる「同業者率」、同業者比準によるものが多い。

推計課税は、十分な直接的資料が得られず、 把握した同資料を用いても所得の実額の把握 が困難な場合(推計の必要性)に、本規定と 同様に、税負担の公平性の観点から、認めら れるものであり、推計額の推計方法は、「最も よく実際の所得に類似した数値を算出し得る 合理的なものでなくてはならない」(28)(推計 の合理性)。そして、その推計方法が合理的で ある場合の要件の一つとして「具体的な推計 方法自体できるだけ真実の所得に類似した数 値が算出され得るような客観的なものである こと」(29)とされている。推計課税の場合は、 「最もよく実際の所得に類似した数値」を算 出することであり、本規定の純経済人の行為 として経済的合理性のある適正額の算出とは 異なるものの、「同業者率」など共通する方法 によることの理由は、その算出方法の合理性 (30)であり、客観性にあるものと解される。

(4) 小括

上記3で述べたように、本規定の対象となる取引は、利害が対立しない、いわば内部取引的な性格が強く、租税回避行為が行われた場合など、課税要件を充足するための客観性を確保できる立証資料等の収集が困難な場合が多い。しかしながら、同族会社及びその関係者間の取引等の中で金額の適正性について客観性を確保できる事実等がある場合は、本

規定を適用して別途客観性を確保するための 適正額への引き直しをするまでもないことと なる。また、金額が発生しないものや仮装行 為を含めて引き直しが困難なものについては、 それはもはや引き直しの問題、金額の適正性 の問題ではなく、本規定の適用外であると解 される。

8 本規定の対象となる行為又は計算について

所得税についての適用事例が散見されるが、 適用範囲が拡大されているのではないか。特 に、同族会社の行為ではなく、同族会社の株 主等の行為に適用されているのではないか、 との批判について検討する。

(1) 平和事件(31)における「同族会社の行為又は計算」

イ 本規定の「同族会社の行為又は計算」を 拡大解釈し、適用範囲を拡大したのではと の批判がある本件判決においては、「本件規 定による否認の対象は同族会社の行為又は 計算であるが、これによって株主等の所得 税の負担を減少させる結果となるもので あって、否認の目的が株主等の所得税を正 常な行為又は計算に引き直すことにあるこ とからすれば、否認されるべき同族会社の 行為又は計算とは、同族会社を当事者とす る株主等の所得計算上のそれであることは 明らかである。すなわち、大正一二年法律 第八号所得税法中改正法律によって、所得 税法七三条ノ三に『前条ノ法人ト其ノ株主 又ハ社員及其親族、使用人其ノ他特殊ノ関 係アリト認ムル者トノ間ニ於ケル行為ニ付 所得税逋脱ノ目的アリト認ムル場合』にお いて政府が当該行為を否認し得るとする規 定が設けられ、それが漸次その適用範囲を 拡大して本件規定となったという沿革、及 び既に説示したような本件規定の趣旨に照 らせば、本件規定にいう同族会社の行為又 は計算とは、同族会社と株主等との間の取 引行為を全体として指し、その両者間の取

引行為が客観的にみて経済的合理性を有しているか否かという見地からその適用の有無及び効果を判断すべきものというべきである。」としている。

ロ 上述の判示において「否認の目的が株主 等の所得税を正常な行為又は計算に引き直 すことにあることからすれば、」の文言から、 「同族会社の行為又は計算」ではなく、「株 主の行為又は計算」を対象としたのではな いか、ということになろう。ただし、後段 の下線部分にあるように、改正経緯から「同 族会社の行為又は計算とは、同族会社と株 主等との間の取引行為を全体として指」す としていることから、本件では、株主等と その同族会社の間の金銭消費貸借契約を指 すものと考える。そして、所得税法の本規 定は、株主等の所得税の不当減少に対して、 その行為と計算を引き直し、本件では第三 者間の正常な取引は有利息取引であるとし て、引き直しを行ったものと考えられる。 ただ、ここで、「同族会社の行為又は計算 とは、同族会社と株主等との間の取引行為 を全体として指しすという文言から、さら なる、疑義、すなわち、「同族会社と株主等 との間」での取引行為の全部が、「同族会社 の行為又は計算」であるとするのは、例え ば、「同族会社と株主等との間」で生じた、 株主等の単独行為も含まれるとするならば、 やはり対象が拡大されているのではないか、

(2) 債務免除否認・納税者勝訴・同族会社の 行為非該当事案⁽³²⁾

ということになる。

そこで、株主等が同族会社に対して行った 債務免除行為に対して、相続税法上の本規定 を適用した課税処分に対して争われた事案を 検討する。

イ 本判決においては、まず、「<u>本件債務免除</u> が法律上Sの単独行為であること」は、被 告も争わない事実であるとした上で、「同条 は、一定の要件のもとにおいて税務署長に

同族会社の行為又は計算を否認できる旨を 定めた規定であるが、同条一項にいう『同 族会社の行為』とは、その文理上、自己あ るいは第三者に対する関係において法律的 効果を伴うところのその同族会社が行なう 行為を指すものと解するのが当然である。 そうだとすると、同族会社以外の者が行な う単独行為は、その第三者が同族会社との 間に行なう契約や合同行為とは異って、同 族会社の法律行為が介在する余地のないも のである以上、『同族会社の行為』とは相容 れない概念であるといわざるをえない。」と して判示している。債務免除とは、私法上 「債権者が債務に対して債務を免除する意 思を表示したときは、その債権は、消滅す る。」(民法519条)とされていることから、 債権者の単独行為であり、本件について当 てはめると同族会社の行為は必要ないこと になる。

ロ さらに、被告の「同族会社の行為、計算 の否認規定が創設された沿革等を根拠とし て、『同族会社の行為』を『同族会社とかか わりのある行為』と解すべきである」との 主張に対して「大正一二年法律第八号所得 税法中改正法律によつて、所得税法七三条 ノ三に『前条ノ法人(注1現行の同族会社 にほぼ相当する。)ト其ノ株主又ハ社員及其 ノ親族、使用人其ノ他特殊ノ関係アリト認 ムル者トノ間ニ於ケル行為ニ付所得税逋脱 ノ目的アリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ其 ノ行為ニ拘ラス其ノ認ムル所ニ依リ所得金 額ヲ計算スルコトヲ得』の規定が設けられ たことは、被告指摘のとおりであるが、そ れは、当時、関係者が同族会社やこれに準 ずる法人を利用する目的で設立し、これに よって合法的脱税を図る事例が多かったと ころから、そのような同族会社自身による 租税回避行為を防止しようとすることに あったといわれる。したがつて、右規定に いう『同族会社と特殊関係者との間におけ

る行為』とは、同族会社と特殊関係者とが 行なう行為、すなわち、両者間の契約又は 合同行為を指するものであって、これに特 殊関係者の単独行為が含まれると解すべき 理由はない。」としている。

そして、「大正一五年法律第八号所得税法 中改正法律によって右規定が削られ、新た に所得税法七三条ノニに『同族会社ノ行為 又ハ計算ニシテ其ノ所得又ハ株主社員若ハ 之ト親族、使用人等特殊ノ関係アル者ノ所 得二付所得税浦脱ノ目的アリト認メラルル モノアル場合ニ於テハ其ノ行為又ハ計算ニ 拘ラズ政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者 ノ所得金額ヲ計算スルコトヲ得』と規定さ れ、同族会社の行為について、従来あった 相手方の制限が撤廃されるとともに、否認 の対象として新たに同族会社の『計算』が 加えられ、その後この規定における『同族 会社ノ行為又ハ計算』と同文ないし同旨の 表現が現行税法に至るまで引継がれている (法人税法一三二条一項、所得税法一五七 条一項)ことも、被告指摘のとおりである。 しかし、大正一五年法によつて否認の範囲 が拡張されているとはいえ、あくまでも同 族会社が行なう行為の枠内においてであつ て、文理上これと相容れない第三者の単独 行為までが右範囲に含まれるとは解されな いことは、従前と何ら変りがないのであ る。」と判示し、「立法の沿革等に照らして も、『同族会社の行為』が第三者の単独行為 を含むものとは解されないし、いわんや、 被告主張のような『同族会社とかかわりの ある行為』という茫漠たる内容の解釈が許 されるものでない。」としている。

「法人(省略)ト其ノ株主又ハ社員及其 ノ親族、使用人其ノ他特殊ノ関係アリト認 ムル者トノ間ニ於ケル行為」から「同族会 社ノ行為又ハ計算」への改正は、同族会社 の相手方は、限定されないこととなったが、 あくまでも同族会社が行う行為の枠内のも のと解される。

さらに「もつとも、終戦後相続税法に同 族会社の行為、計算の否認規定が導入され たことによって、大正一二年の創設当時目 的とされた同族会社の租税回避行為防止の ほかに、同族会社と特別の関係がある個人 の相続税等の回避行為を防止する機能をも 有するに至つたことは、同法六四条一項の 規定からも明らかである。したがつて、右 導入を契機として、否認の範囲を直接同族 会社関係者の行為にまで拡張することも可 能ではあつたが、もとより立法政策の問題 であり、そのような特別な立法がされず、 従来の税法におけると同一の表現を借用し ている以上、相続税法の解釈において従来 のそれを拡張することは、租税法律主義の 原則にも反しするとしている。

また、「同族会社の役員等の行為(単独行為を指すものであろう。)は同族会社の行為と同視することができる旨」の被告の主張に対して、「少なくとも税法の分野においては、同族会社とその役員等の個人とは明確に別個の法人格であることを前提とし、そのために所得税法一五七条、相続税法六四条等の規定が置かれているのであるから、右主張も採用することができない。」している。

ハ したがって、「同族会社の行為」とは、そ の文理上、自己あるいは第三者に対する関 係において法律的効果を伴うところのその 同族会社が行う行為を指すものと解され、 同族会社以外の者が行う単独行為は、その 第三者が同族会社との間に行う契約や合同 行為とは異なり、同族会社の法律行為が介 在する余地のないものであることから、「同 族会社の行為」とはいえないものと解され る。

しかしながら、本規定の課税要件である 「同族会社の行為又は計算」の課税要件事 実の認定についても、実質課税の原則によ ることが考えられる。すなわち、次に示すいわゆるオウブンシャホールデング事件は、本規定の適用の観点から見直した場合は、そのような意義があるものと考える。

(3) オウブンシャホールデング事件(33)

X社の子会社A社が増資を行うに当たり、 その増資の割当を受けるはずの原告に割当が されず、X社の関連会社であるF社がそれを 引き受けたことにより、X社のA社に対する 持株割合が著しく減少して、その資産価値が 原告からF社に移転があったとして、本規定 による課税処分が行われたため、訴訟となっ た事案である。課税庁は、訴訟段階において、 主位的主張を法人税法 22 条 2 項とし、本規 定の適用を予備的に主張している。そこで、 本規定の課税要件である「同族会社の行為又 は計算」の存否の観点から判決内容を検討す る。

イ 一審判決の判旨

第一審は「被告の主位的主張は、本件増 資の実行により、原告X社の保有するA社 株式の資産価値がF社に移転したことを前 提とするものであるから、まず、本件増資 の行われた法形式について検討するに、本 件増資は、A社の定款の定めに従って、株 主総会決議である本件決議により決定され たものである。」として、まず課税庁の課税 の対象とした私法上の法律行為を「本件増 資の実行による資産価値の移転」であると している。そして、その増資の具体的な内 容は「本件決議の当時、A社の定款 4 条 1 項は、株主総会が株式の発行価格と発行条 件を定めることを規定しており、したがっ て、新株の発行については株主総会に決定 権限があったものということができ、また、 株主は、1株につき1票の議決権を有して いて、株主総会決議は、全議決権の絶対過 半数で成立するとされていた(同定款15 条)ことから、原告X社は、A社の全株式 を有する株主として本件決議を賛成し、そ

の結果、本件決議が成立したことが認めら れる。」として、その増資決議は、唯一の株 主である原告X社の賛成によって成立した ものと認めている。その上で、「本件決議は A社の機関である同社の株主総会が内部的 な意思決定としてしたものにほかならず、 その段階では未だ増資の効果は生じていな いのであって、F社が本件増資により資産 価値を取得したとすれば、それは、法形式 においては、A社の執行機関が本件決議を 受けて同社の行為として増資を実行し、F 社が新株の引受人として払込行為をしたこ とによるものである。そうすると、本件増 資は、A社自体による本件増資の実行とい う行為とそれに応じてF社がA社に対して 新株の払込をするという行為により構成さ れており、本件増資の結果、F社の払込金 額と本件増資により発行される株式の時価 との差額がF社に帰属することとなったこ とを取引的行為としてとらえるとすれば、 本件増資をして新株の払込を受けたA社と 有利な条件でA社から新株の発行を受けた F社の間の行為にほかならず、原告X社は F社に対して何らの行為もしていないとい うほかない。」としている。

したがって、増資の「本件決議が原告X 社からF社への経済的利益の移転の原因行 為であるとしつつも、同行為だけでは同利 益の移転に至らない」ことから、「被告が本 件決議を上記利益移転の原因行為として、 らえること自体に無理がある」として、課 税庁が課税の対象とした行為に関して、「原 告は何らの行為もしていない」と判断して いる。そして、原告の意思は、増資につい ての意思決定に反映されているとしても本 件の経済的利益の移転の行為である増資の 実行はA社とF社の行為であって、原告X 社は何らの行為もしていないと認定してい る。

ロ 控訴審の判旨

控訴審においては、本件に関係する各法 人等の株式の所有関係、代表取締役や取締 役の就任状況等の事実関係の認定を前提に 「A社における上記持株割合の変化は、上 記各法人及び役員等が意思を相通じた結果 にほかならず、被控訴人は、F社との合意 に基づき、同社からなんらの対価を得るこ ともなく、A社の資産につき、株主として 保有する持分16分の15及び株主としての 支配権を失い、F社がこれらを取得したと 認定評価することができる。そして、被控 訴人が上記資産に係る株主として有する持 分をF社からなんらの対価を得ることもな く喪失し、同社がこれを取得した事実は、 それが両社の合意に基づくと認められる以 上、両社間において無償による上記持分の 譲渡がされたと認定することができる。」と して、原告等の合意に基づく無償による持 分の譲渡があったと認定している。

さらに「付言するに、被控訴人とF社間 の上記持分の譲渡は、両社の合意に基づく ものであり、被控訴人の(株主としての) 行為が子会社であるA社の行為とみなされ ることによるものではないし、その実現に つき、A社の株主総会における本件増資決 議を介在させていることの故に、両社の合 意に基づくものであることが否定されるも のでもない。また、本件増資を介して生じ た上記持分の譲渡が上記両社の合意に基づ くと認定できるものであるかぎり、課税を 免れず、本件増資の目的により課税が左右 されることもない。」として、増資決議が介 在していることによってその合意が否定さ れるものでもないし、むしろ、その増資を 介して両者の合意に基づく持分の譲渡が行 われたものと認定している。

ハ 最高裁の判旨

最高裁においては「上告人X社は、A社 の唯一の株主であったというのであるから、 第三者割当により同社の新株の発行を行う かどうか、だれに対してどのような条件で 新株発行を行うかを自由に決定することが できる立場にあり、著しく有利な価額によ る第三者割当増資を同社に行わせることに よって、その保有する同社株式に表章され た同社の資産価値を、同株式から切り離し て、対価を得ることなく第三者に移転させ ることができたものということができる。 そして、上告人X社が、A社の唯一の株主 の立場において、同社に発行済株式総数の 15 倍の新株を著しく有利な価額で発行さ せたのは、上告人のA社に対する持株割合 を 100%から 6.25%に減少させ、F社の持 株割合を 93.75%とすることによって、A 社株式200株に表章されていた同社の資産 価値の相当部分の対価を得ることなくB社 に移転させることを意図したものというこ とができる。」として、上告人X社がA社の 唯一の株主として増資をどう行うかについ て自由に決定する立場にあり、本件の増資 の実行は原告が意図したものであると認定 している。そして、「新株発行は、上告人、 A社、F社及び財団法人Eの各役員が意思 を相通じて行ったというのであるから、F 社においても、上記の事情を十分に了解し た上で、上記の資産価値の移転を受けたも のということができる。」として、上告人X 社及びF社を含む関係会社及び役員等の合 意によって本件増資に実行により A 社株式 の持分の資産価値の移転を行った認定して いる。したがって、「上告人X社において意 図し、かつ、F社において了解したところ が実現したものということができる」と判 断している。

第一審の判断のとおり、外観上、表面に 現れている取引をみる限り、原告とF社間 の行為は存在しないこととなり、本規定の 適用においては、同族会社の行為又は計算 が存在しないこととなる。

しかしながら、控訴審や最高裁のとおり、

両者の合意を認定した場合は、同族会社の 行為が存在することとなり、真実に存在す る法律関係として、両者の合意を認定した ものということもできる。いわば、実質課 税の原則に基づく事実認定によるものと考 えることができる。

したがって、本規定の課税要件である「同族会社の行為又は計算であること」についても実質課税の原則に基づく課税要件事実の認定はあり得るものと考える。ただし、そのような認定が可能であれば、逆に個別規定の課税要件事実の認定の可能性も生ずることとなるものと考えられる。

(4) 小括

改正経緯から同族会社の行為又は計算とは、 同族会社と株主等との間の取引行為を全体と して指すものと解される。

ただし、同族会社以外の者が行う単独行為は、その第三者が同族会社との間に行う契約や合同行為とは異なり、同族会社の法律行為が介在する余地のないものであることから、「同族会社の行為」とはいえないものと解される。

しかしながら、外観上、表面に現れている 取引をみる限り、同族会社の行為又は計算が 存在しない場合であっても、真実に存在する 法律関係として、同族会社の行為を認定でき る場合も在り得ると考える。また、統合され た取引のなかの相互に関連し合っている各段 階について、課税上これらを別々に取り扱う のではなく、全体として「同族会社の行為」 とみることができる場合も考えられ、実質課 税の原則に基づく課税要件事実の認定もあり 得るものと考える。

9 不当の評価

本規定については、従前は「法人税を免れる目的があると認められるものがある場合」 に適用することとされていたが、「目的がある と認められる」ということが必ずしもはっき りしていなかったため、昭和 25 年の改正に おいて「法人税の負担を不当に減少させる結 果となると認められるものがあるとき」と改 められ、「結果から判断して不当に法人税の負 担が減少すると認められる場合においては、 この規定によって行為又は計算を否認するこ とができることを明らかにした。」(34)として いることから、適正に引き直しをして初めて 「不当と評価される」ということになる。

(1) 平和事件(35)

この点について、平和事件においては、本 規定の対象となる「同族会社の行為又は計算 は、典型的には株主等の収入を減少させ、又 は経費を増加させる性質を有するものという ことができる。」とした上で「株主等に関する 右の収入の減少又は経費の増加が同族会社以 外の会社との間における通常の経済活動とし ては不合理又は不自然で、少数の株主等に よって支配される同族会社でなければ通常は 行われないものであり、このような行為又は 計算の結果として同族会社の株主等特定の個 人の所得税が発生せず、又は減少する結果と なる場合には、特段の事情がない限り、右の 所得税の不発生又は減少自体が一般的に不当 と評価されるものと解すべきである。」として いる。そして「経済活動として不合理、不自 然であり、独立かつ対等で相互に特殊な関係 にない当事者間で通常行われるであろう取引 と乖離した同族会社の行為又は計算により、 株主等の所得税が減少するときは、不当と評 価されることになるが、所得税の減少の程度 が軽微であったり、株主等の経済的利益の不 発生又は減少により同族会社の経済的利益を 増加させることが、社会通念上相当と解され る場合においては、不当と評価するまでもな いと解すべきである。」としている。これは上 述した改正の経緯を踏まえたものであり、こ こでの「特段の事情」や「社会通念上相当と 解される場合」とは、「正当な理由ないし事業 目的が存在する場合」と置き換えることがで

きる。

したがって、①正常な行為又は計算に引き直すこと、②引き直しの結果、税の減少があること及び③その行為又は計算に正当な理由ないし事業目的など特段の事情が存しない場合であること(36)を充足した場合には、一義的には不当と評価されることになるものと考える。

そして、①の正常な行為又は計算の引き直 しについては、課税庁の引き直しに合理性が ないとして不当と評価できないと判断された 次の事案が参考になる。

(2) 過大業務委託料否認納税者勝訴事案・同 業者比準の合理性⁽³⁷⁾

司法書士である控訴人が、控訴人及びその 妻が設立した同族会社甲社に対して、司法書 士業務の一部を委託したことによる業務委託 料の一部について、課税庁が本規定を適用し て否認し課税処分が行われたため、訴訟と なった事案である。なお、本件において、課 税庁は、人材派遣業者を同業者比準として、 業務委託料の適正額を算出している。

本件判決においては、当該同族会社の「従

業員は、複雑困難な事案を除くものについて、

司法書士の資格を持っていなければできない 業務以外の業務を行っていたものであるが、 甲社は、業務処理のために自動車、パソコン、 プリンターなどを所有し、リース物件につい てのリースレンタル料を負担していたほか、 図書教育費、ガソリン代、消耗品費、保険料、 水道光熱費、地代家賃などの従業員人件費以 外の必要経費を自ら負担していた」ところ、 「人材派遣業における経費としては、派遣労 働者の人件費及び管理費等であって、派遣労 働者が派遣先で使用する器具類等の経費は派 遣先が経費として負担することとなり、人材 派遣業者は経費として負担しない。」。した がって、「本件業務委託契約において、甲社は、 その従業員の人件費以外に、その使用するパ ソコン等や自動車の経費の負担をしており、

人材派遣業とは明らかに、経費として負担するものが異なっており、本件業務委託契約は、 人材派遣契約とはいえず、むしろ、請負契約に類似する契約であると考えるのが相当である。」として本件の同族会社の行為を認定している。

そして、本規定による引き直しにおける「本 件比準会社は、いずれも主にオフィス業務に 係る労働者を契約先企業等に派遣して収入を 得ている人材派遣会社であり、労働者の給与 以外の費用は限定されているがし、本件同族会 社の業務内容は「司法書士である控訴人の業 務の委託であって、従業員の給与、管理費以 外の必要経費を負担しており、本件比準会社 と甲社には個別条件の相違を超えた違いがあ る。また、弁論の全趣旨によれば、本件比準 会社は、相当程度の規模の人材派遣会社であ り、甲社とは、事業規模においてもかなりの 差異が認められ、その経費率においても異 なっているものと認められる。」としている。 以上によれば「本件比準会社は、いずれも事 業内容及び事業規模等において相当な類似性 を備えているとは認められない。したがって、 比準会社としての基礎的要件に欠けるものか ら算定した本件人件費倍率は合理性が認めら れない。」。

すなわち、「所得税法157条の適用に当たっては、株主等の所得税の負担を不当に減少させる結果となることが要件とされているが、本件の場合、不当に減少させる結果となるかどうかの基準とした同業者比準には、合理性が認められないから、これによって本件受託手数料が控訴人の所得税の負担を不当に減少させるとした本件各更正処分は、法令の適用を誤ったものであって、違法であると認められる。」と判断している。

したがって、正常な行為又は計算への引き 直しに合理性が認められないことから、正常 な行為又は計算に引き直すことができていな いとして、「所得税の減少は不当と評価される もの」であることの課税要件を充足しないと判断されたものと考える。

(3) 小括

①正常な行為又は計算に引き直すこと、② 引き直しの結果、税の減少があること及び③ その行為又は計算に正当な理由ないし事業目 的など特段の事情が存しない場合であること を充足した場合には、一義的には不当と評価 されることになるものと考える。

そして、①の正常な行為又は計算の引き直 しについては、合理性がなければならないと 解される。その合理性とは、推計課税の合理 性と同様に客観的なものでなければならない。

したがって、「不当の評価」は、不確定概念であるが、課税庁は、合理的で客観的な引き直しを要求されることになり、批判の一つである課税庁の恣意性はむしろ、抑制又は排除する方向に働くものと考えることができる。課税庁の本規定の適用に当たって「伝家の宝刀」と言われるゆえんは、個別規定の課税要件を充足したものとしてはその充足の負担が軽減されるものの、「不当の評価」という課税要件を充足するための合理性、客観性ある引き直しが要求されている点にあるのではなかろうか。

10 結びに代えて

本規定は、「税務署長の認めるところにより」、同族会社等の行為又は計算について、引き直しをする権限を与えている。その引き直しは、個別規定の課税要件を充足したものとすることから、課税庁の恣意性の介入の懸念が生ずるものと思われるが、本規定の課税要件には、「不当の評価」として、合理性、客観性が求められるため、その恣意性の余地はむしろ、抑制され又は排除される方向に働くものと考えられる。

また、同族会社等の行為又は計算に関して は、利害が対立しない支配関係にあることか ら、その行為又は計算についての客観性の確 保が困難な場合があり、そのために課税すべきものがあってもそれを担保する証拠等が収集できずその課税がされないのであれば、課税の公平は保たれないこととなる。それを解消するために本規定の適用においては、個別規定での課税庁の立証活動が緩和されることとなるが、本規定の課税要件として客観性の確保が要求されているものと解される。

そして、租税法律主義との関係について「法 人税法一三二条の規定の趣旨、目的に照らせ ば、右規定は、原審が判示するような<u>客観的、</u> 合理的基準に従つて同族会社の行為計算を否 認すべき権限を税務署長に与えているものと 解することができるのであるから、右規定が 税務署長に包括的、一般的、白地的に課税処 分権限を与えたものであることを前提とする 所論違憲の主張は、その前提を欠く。原判決 に所論の違法はなく、論旨は採用することが できない。」(38)と最高裁が説示した意味は、 そのように理解すべきものと考える。

本来は、個別規定の適用によって課税の公 平が保たれることが理想ではあるが、その公 平が保たれない場合には、適時にその改正等 による対応が重要であることは当然である。 しかしながら、併せて、本規定のような否認 規定を有効に適用すべきである。

繰り返しになるが、現状において、複雑多岐にして激しく変遷する経済事象に対処しうるような統一的な取扱いを定めることが困難であるとしても、税負担の公平性の観点はもとより、租税法律主義の観点からも、納税者と課税庁の双方が本規定に対して適正に対処できるよう、その適用の明確化に努めるべきである。

具体的には、課税庁は、どのような行為や 計算が本規定の適用対象となるのか、適正な 金額の算出方法はどのようなものがあるかな ど、通達や質疑応答事例等を通じて積極的に 開示すべきであり、他方、納税者は、面接相 談や文書回答制度の活用を通じて、本規定の 適用に対して積極的に向き合うべきであると 考える。

なお、資産を賃貸した場合の適正額の算出 方法としては、名古屋地裁⁽³⁹⁾で示された不動 産鑑定評価基準(国土交通省)に基づく積算 法、事例比較法、収益分析法などが参考にな るものと考える⁽⁴⁰⁾。

(1) 所得税法 157 条「税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者(省略)の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額を計算することができる。」。

法人税法 132 条「税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。」。

相続税法 64条「同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。」。

(2) 金子宏『租税法 [第19版]』(弘文堂、2014)121頁、清永敬次『租税回避の研究』388頁(ミネルヴア書房、1995)。

最高裁昭和 52 年 7 月 12 日判決(税資 95 号 20

- 頁)「同族会社であるためにされた不自然不合理な<u>租税負担の不当回避行為として</u>、同族会社の行為又は計算の否認の規定に基づき、これを否認することができる」(下線は筆者が挿入。以下同じ。)。
- (3) 最高裁平成 16 年 7 月 20 日判決(判時 1873 号 123 頁)、東京高裁平成 11 年 5 月 31 日判決(税資 243 号 127 頁)、東京地裁平成 9 年 4 月 25 日判決(税資 223 号 500 頁)。なお、当該事件における本規定の適用については、控訴審判決が、地裁判決をほぼ引用して判断し、最高裁では、信義則を争点として判断している。
- (4) 東京地裁昭和 51 年 7 月 20 日判決 (税資 89 号 307 頁)。
- (5) 最高裁昭和 53 年 4 月 21 日判決 (税資 101 号 156 頁)。
- (6) 東京地裁平成 9 年 4 月 25 日判決 (税資 223 号 500 頁)。
- (7) 本規定の課税要件は、「同族会社等に該当すること」を加えて、四要件とする場合もあるが、本稿の主要な論点ではないため、三要件として論ずることとする。なお、四要件については、今村隆『課税訴訟における要件事実論』(日本租税研究会、2011) 65 頁参照。
- (8) 金子宏・前掲注(2)121 頁。
- (9) 谷口勢津夫『租税回避論一税法の解釈適用と租税回避の試み一』(清文社、2014)289 頁「同族会社においては、所有と経営とが未分離・一体であり株主間の利害対立による牽制作用の弱さの故に、租税負担の軽減または排除を目的として、必ずしも経済合理性があるとはいえない、いわゆる「お手盛り」による取引・経理等が行われやすいという構造的な問題がみられる。」。
- (10) 増井良啓「所得税法 157 条を適用して過大不動産管理料の必要経費算入を否認した事例」ジュリスト№.965 (有斐閣、1990) 101 頁「証拠法の観点からみた 157 条のひとつの機能が、同業者比率にもとづく更正・決定を承認し、立証を緩和することにあるからである。」。
- (11) 東京高裁平成 14 年 2 月 28 日判決 (判時 1782 号 19 頁)。
- (12) 金子宏・前掲注(2)113 頁「今日の判例・通説は、 法的安定性を重視する立場から、租税法律は原則 としてその文言に即して解釈されなければなら ないとの考え方をとっている。もちろん、このこ

とは、租税法律の解釈にあたって、<u>その経済的意</u> 義が解釈の基準として重視されるべきことを、否 定するものではない。」。

(13) 谷口勢津夫『税法基本講義[第四版]』(弘文堂、2014) 52 頁「法律関係という形式(法形式)を事実認定の基準とする意味では、「形式主義」である。法的実質主義は、このような意味における「形式主義」であるからこそ、事実認定への税務官庁の形成的・裁量的判断の介入に対する「防波堤」になり、しかも事実認定における予測可能性・法的安定性の保障にも資するものである。」。

(14) 金子宏・前掲注(2)135 頁。

(15) 東京高裁平成 11 年 6 月 21 日判決 (判時 1685 号 33 頁)「いわゆる租税法律主義の下においては、 <u>法律の根拠なしに、当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に引き直し</u>、それに対応する 課税要件が充足されたものとして取り扱う権限 が課税庁に認められているものではない」。

「否認という言葉は、租税回避行為の否認のほか

(16) 金子宏・前掲注(2)128 頁。

にも種々の場合に用いられる。たとえば、経費の 否認は、当事者が経費として計上している金額が 架空のものであって実際には支出されていない こと、あるいは支出されてはいるが経費性をもた ないこと、等の認定ないし判断であって、それは 事実認定または法律解釈の作用であるから、否認 規定をまつまでもなく行うことができる。それら の認定や判断が誤っている場合に、それを基礎と する処分が違法となることは、いうまでもない。」。 (17) 大淵博義『法人税法解釈の検証と実践的展開 第Ⅱ巻』(税務経理協会、2014) 53 頁。「(法人税 基本通達 7-3-11 が創設されたことは、) 高価に よる売買取引の実体は、時価による売買契約と高 価部分の贈与契約が混然一体化された混合契約 であるとする『事実認定の実質主義』による認定 として理解されたからにほかならない。」(括弧書 は筆者が挿入。)。

(18) 金子宏「無償取引と法人税-法人税法 22 条 2 項を中心として」『所得税課税の法と政策』(有斐 閣) 353 頁参照。

法人税法「22 条 2 項が個別的租税回避否認規 定の性格を併有していると考えると、再び 132 条との関係が問題となる。(省略) 両者が重なり 合う部分については、どちらの規定が適用される べきであろうか。<u>どちらを適用しても税額の点で</u>相違を生じない場合は、基本規定である 22 条 2 項が適用されるべきであろう。しかし(省略)どちらの規定を適用するかによって税額が異なるような場合には、どちらを適用するかは税務行政庁の選択に委ねられていると解すべきであろう。」もっとも「(省略)税負担の不当な減少があるかどうか、等を問題とする必要がないから、実際問題としては 22 条 2 項が適用されることが多いのではないかと推測される。」。

- (19) 前掲注(3)判決。
- (20) 前掲注(3)判決。
- (21) 金子宏・前掲注(2)455 頁。
- (22) 前掲注(3)判決。

(23) 品川芳宣『第三版 重要租税判決の実務研究』 (大蔵財務協会、2014) 193 頁「控訴審判決は、 まず、個人の法人に対する無利息貸付につき、所 得税法 157 条を適用して通常収受すべき利息を 収入すべき金額として認定し得ることについて 原判決を認容している。このことは、<u>所得税法</u> 36条と法人税法 22条 2項の規定上の差異がある としても、会社に提供した貸付金(貨幣資本)に ついて黙示的な資本利得が発生するであろうか ら、同条項の適用により収入すべき金額を擬制で きるものと解される。」。

 $^{(24)}$ · 最高裁昭和 50 年 5 月 27 日判決 (税資 81 号 648 頁)

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるから、その課税所得たる譲渡が有償の発生には、必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない(省略)。したがつて、所得税法三三条一項にいう『資産の譲渡』とは、有償無償を問わず資産を移転させるいつさいの行為をいうものと解すべきである。そして、同法五九条一項(省略)が譲渡所得の総収入金額の計算に関する特例規定であつて、所得のないところに課税譲渡所得の存在を擬制したものでないことは、その規定の位置及び文言に照らし、明らかである。」。

·最高裁昭和 18 年 4 月 20 日判決(税資 256 号順号 10373)

「しかしながら,所得税法上,抽象的に発生している資産の増加益そのものが課税の対象となっているわけではなく,原則として,資産の譲渡に

より実現した所得が課税の対象となっているものである。|

- (25) 注解所得税法研究会編『五訂版 注解所得税 法』(大蔵財務協会、2011) 221 頁、655 頁。
- (26) 最高裁平成 10 年 2 月 26 日判決(税資 230 号 814 頁)、広島高裁平成 9 年 7 月 18 日判決(税資 228 号 149 頁)、山口地裁平成 7 年 6 月 27 日判 決(税資 209 号 1167 頁)。
- (27) 宮崎地裁平成 12 年 11 月 27 日判決(税資 249 号 731 頁)。
- (28) 「司法研修所編 税務訴訟の審理について(改 定新版)、2002」(法曹会) 204 頁。
- (29) 同上。
- (30) 名古屋地裁平成 11 年 5 月 17 日判決(税資 242 号 602 頁)「賃料を算定評価する方法としては、 (1)対象物件について、価格時点における基礎価格 を求め、これに期待利回りを乗じて得た額に必要 諸経費等を加算して対象物件の試算資料を求め る手法である積算法、(2)多数の賃貸借の事例を収 集して適切な事例を選択し、これらに係る実際実 質賃料に必要に応じて事情補正等の個別的要因 の比較を行って求められた賃料を比較考量し、こ れによって、対象物件の試算資料を求める手法で ある事例比較法、(3)一般の企業経営に基づく総収 益を分析して対象物件が一定期間に生み出すで あろうと期待される純収益(減価償却後のもの) を求め、これに必要諸経費等を加算して対象物件 の試算資料を求める手法である収益法が考えら れる。(1)積算法は、対象物件の基礎価格、期待利 回り及び必要諸経費等の把握を適正に行うこと ができる場合に有効なものであり、(2)事例比較法 は、近隣地域又は同一需給圏内の類似地域等にお いて、対象物件と類似の物件の賃貸借が行われて いる場合に有効なものであり、(3)収益分析法は、 企業の用に供されている対象物件に帰属する純 収益の額を適切に求め得る場合に有効なもので ある。

いずれの方法も不動産の賃料の算定方法として是認されたものであり、本件設備の算定方法としても相当な方法と考えられるので、対象物件の特性等に応じて合理的な算定方法を採用すべきである。」。

- (31) 前掲注(3)判決。
- (32) 浦和地裁昭和 56 年 2 月 25 日判決 (判時 1016

- 号 52 頁)。なお、本事案は最高裁まで争われたが、 控訴審以降、本規定は争点となっていない。
- (33) 最高裁平成 18 年 1 月 24 日判決(判時 1923 号 20 頁)、東京高裁平成 16 年 1 月 28 日判決(判 時 1913 号 51 頁)、東京地裁平成 13 年 11 月 9 日 (判時 1784 号 45 頁)。
- (34) 市丸吉左ヱ門『法人税の理論と実務(昭和39年7月1日発行版)』(税務経理協会、1964)913頁。
- (35) 前掲注(3)判決。
- (36) 清永敬次『税法-新装版-』(ミネルヴァ書房、2013) 47 頁「同族会社の行為計算の否認規定は、所得税や法人税等の『負担と不当に減少させる結果と認められるもの』を否認の対象とするが、当該行為計算をなすだけの合理的事情があるときは、規定にいう『不当に』減少させるものに当たらない、と解するのである。」。
- (37) 広島高裁平成 16 年 1 月 22 日判決(税資 254 号順号 9525 頁)。なお、本事案は最高裁まで争われたが、本規定における同業者比準の合理性については争点となっていない。
- (38) 最高裁昭和 53 年 4 月 21 日判決 (税資 101 号 156 頁)。
- (39) 前掲注(30)判決。
- (40) 品川芳宣·前掲注(23)425 頁参照。